

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、原告を加害者とする住民基本台帳事務における支援措置申出につき、住民基本台帳事務処理要領に照らして不適正な取扱いを行ったことを認め、これを陳謝する。
- 2 被告は、支援措置の要件を満たさなかった状況において、原告について前項の支援措置における加害者であるかのような誤った印象や憶測が発生・継続したこと、原告が〇〇市において未成年者の法定代理人ないし直系尊属として未成年者の情報に接することが困難になったこと等を重く受け止め、今後の支援措置の実施に当たってはその適正性等につき更なる確認に努めることを確約する。
- 3 原告は、被告の第1項の陳謝を受け入れるとともに被告の前項の表明を評価する。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以上